

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会教育政策課	
契約締結年月日	令和6年5月21日	
業 務 名	小中学校環境衛生検査業務	
業 務 の 概 要	<p>市内小中学校において、学校保健安全法第5条及び学校保健安全法施行規則第1条の規定に基づく以下の学校環境衛生検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プール水質検査 一般細菌・大腸菌群・濁度・有機物検査（年2回） 総トリハロメタン（年1回） ・ 教室空気環境検査（年1回及び年2回） ・ 飲料水の水質検査（年1回） 	
契約金額（税込）	<p>1, 128, 600円（予定金額）</p> <p>※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</p>	
契約の相手方	尾張旭市学校薬剤師会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	（該当する□欄に印をつけること）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本業務は、学校保健安全法施行規則第24条第1項に規定されている学校薬剤師の職務遂行の準則のうち、環境衛生検査を実施するものであるが、学校薬剤師と個別に契約することは非常に煩雑であり、学校薬剤師が加入している同会と契約しなければ、学校薬剤師の業務を円滑に遂行することが困難なため。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会教育政策課です。